

令和 6 年 1 0 月 2 1 日

都市建設常任委員協議会会議概要

委 員 長 花 田 明 仁

副委員長 木 村 淳 司

1 開催日時 令和6年10月21日（月曜日）午前9時59分～午前10時21分

2 開催場所 第4委員会室

3 報告事項

- （1）青森市空家等対策計画（第2期）の策定について
- （2）青森市雪対策基本計画について
- （3）令和6年度除排雪事業実施計画（案）の概要について
- （4）令和6年度冬ダイヤ改正の概要について

○出席委員

委員長	花田明仁	委員	軽米智雅子
副委員長	木村淳司	委員	天内慎也
委員	中田靖人	委員	木下靖
委員	蛭名和子	委員	大矢保

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

企業局長	鈴木裕司	都市整備部次長	櫻田文明
都市整備部長	中井諒介	交通部次長	高野雅子
都市整備部理事	土岐政温	道路維持課長兼道路補修事務所長	葛原積範
水道部長	三浦大延	管理課長	今村剛志
交通部長	佐々木淳	関係課長等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	石田彩美	議事調査課主事	笹雄貴
---------	------	---------	-----

○花田明仁委員長 ただいまから、都市建設常任委員協議会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

最初に、「青森市空家等対策計画（第２期）の策定について」報告を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 青森市空家等対策計画（第２期）の策定について、御報告申し上げます。

本計画につきましては、令和６年３月８日開催の本常任委員会において計画素案の内容について、令和６年８月２０日の本常任委員協議会におきましては、わたしの意見提案制度を実施した結果、提出された意見がなかった旨を、委員の皆様へ御報告させていただいております。

このたび、計画素案の内容から主な変更はなく、令和６年９月に計画を策定いたしましたことを御報告いたします。

本日お配りしております資料１が概要版であり、資料２が計画本文となっておりますため、後ほど御覧いただければと思います。

策定いたしました本計画の公表につきましては、市ホームページに掲載しておりますほか、１０月１日から１０月３１日まで、各庁舎、各市民センター等において、御覧いただけるものとなっております。

報告は以上でございます。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市雪対策基本計画について」報告を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 青森市雪対策基本計画の策定についてであります。

この計画につきましては、本年５月及び６月の本常任委員協議会におきまして、計画素案及びわたしの意見提案制度の実施について、委員の皆様へ２回にわたり報告をいたしました。

このたび、市民意見の募集結果を取りまとめました公表資料及び策定しました青森市雪対策基本計画について御報告をいたします。

それでは、資料１の『青森市雪対策基本計画（素案）』に対する意見募集の結果について」を御覧ください。

「１ 意見の募集期間」については、令和６年７月１日から７月３１日まで、「２ 意見の募集方法」については、記載のとおりといたしました。

「３ 提出された意見」については、１名の方から２件の御意見を頂きました。御意見の概要と、これに対する市の考え方については、３ページ目に記載のとおりであります。

「４ 計画の策定」については、記載のとおりであり、２ページ目の「５ 意見の募集結果と策定した計画の公表」については、意見募集時と同様、市のホームペー

ジに掲載しますほか、各庁舎及び市民センター等において縦覧に供することとしており、縦覧期間は令和6年11月1日から12月2日までとしております。

次に、資料2は計画の概要、資料3は計画の本文となっており、以前御報告した素案からの変更点はないものです。

御報告は以上となります。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和6年度除排雪事業実施計画（案）の概要について」報告を求めます。
都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 令和6年度除排雪事業実施計画（案）の概要について、御報告をいたします。

それでは、資料1を御覧ください。

昨冬の除排雪作業の実施状況を踏まえ、除排雪体制強化に向けた取組の検討を行うとともに、除排雪事業者や青森市町会連合会との意見交換を経まして計画案を作成したものであります。

初めに、「1 除排雪延長」については、昨冬の除排雪作業の実施状況等を踏まえ、除雪路線の見直しの結果、路線の一部追加・廃止を行いました。

表の下段の合計欄に記載のとおり、令和6年度は、工区・路線数が1591、延長が1684.06キロメートルとなり、令和5年度に対して、工区・路線数が12、延長が1.19キロメートル、それぞれ増になりました。

次に、「2 主な変更点」についてであります。「(1)『除排雪実施体制』関係」については、パトロール班の設置について、降積雪状況や道路状況を把握し、適切かつ円滑な除排雪作業の実施に向け、パトロール範囲が広い南部パトロール班を分割し、歩道担当班と狹隘担当班を統合するなど、地域や道路事情に応じたパトロール体制の構築を図るものであります。

また、計画の公表及び広報・啓発活動等について、除排雪事業者の取組や雪処理マナー等についての広報・啓発活動を行うために、これまでの説明会や意見交換会の開催、チラシの配布に加えまして、新たに広報動画の作成を行うものであります。

次に、「(2)『パートナーシップによる除排雪・雪処理支援制度等』関係」については、冬期歩行者空間確保除雪機貸与事業について、地域要望・稼働状況を踏まえ、市で所有する小型除雪機の貸与先を更新するものです。

なお、貸与団体数につきましては、令和5年度の56団体から令和6年度は58団体となり、2団体の増であります。

次に、「(3)『その他の雪対策』関係」については、雪捨て場の設置について、基地港湾の整備に伴い、将来的には利用できなくなる見込みの油川埠頭の代替地として、事業者用雪捨て場として新城福田を新たに設置し、設置箇所数及び面積を増と

するものです。

また、地域住民の雪捨て場についても同様に、油川埠頭の代替地としまして、新田浄化センター敷地内を利用して、地域住民の雪捨て場を新たに設置し、試行的に運用するものであります。

なお、これら雪捨て場の設置に伴う設置箇所数及び面積については記載のとおりであります。

主な変更点につきましては、以上となります。

また、これまで御説明しました内容を含めた現時点における「令和6年度除排雪事業実施計画（案）」は、資料2のとおりであります。

なお、各工区・路線等の委託事業者につきましては、契約締結前でありますことから空欄としておりますが、例年どおり11月に策定・公表することとしております。

御報告は以上であります。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。軽米委員。

○軽米智雅子委員 歩道担当班と狭隘担当班を統合するとありますけれども、今までは別々だったんですよね。統合することによって、今までと違って不便な部分というのは出てこないんですか。

○花田明仁委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 これまで2班で作業しておりましたけれども、それぞれのポイントなどを統合して1班でも対応できるということで、まずはそれでいきたいと思います。

なお、豪雪等になった際には、臨時で増やすということも想定しております。

以上です。

〔軽米智雅子委員「分かりました。ありがとうございます」と呼ぶ〕

○花田明仁委員長 大矢委員。

○大矢保委員 令和5年度と令和6年度と比べて、工区・路線数が12増えているんだけど、要因は何ですか。

○花田明仁委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 主な原因としましては、苦情と関係するんですけども、延長が長く、地域住民の方からの苦情も多いということで、そこは担当している事業者とヒアリングの際に相談した結果、延長を短くするというので、分割したのが主な原因であります。

以上です。

○花田明仁委員長 大矢委員。

○大矢保委員 中身を見れば委託路線と幹線とかで、一番あれなのは狭隘路線じゃないですか。

狹隘路線は、10 増えているということになるんだけど、これは新規に狹隘路線を指定したということになるんですか。

○花田明仁委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 狹隘路線が増えたのは、地域からの相談を受けて、これまで作業していなかったところを新たに狹隘路線として認定して、今シーズンから、きちんと市で作業していくということでもあります。

○花田明仁委員長 大矢委員。

○大矢保委員 2 ページの新城福田に新たに設置する雪捨場の場所は、実施計画案の中に書いているんですか。

○花田明仁委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 具体的な場所につきまして、この実施計画の中に地図は掲載しておりません。

○花田明仁委員長 大矢委員。

○大矢保委員 アバウトに場所はどこですか。

○花田明仁委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 国道 280 号バイパスを国道 7 号から北進して、新幹線車両基地の近くに右に曲がる場所があるんですけども、その交差点になります。

〔大矢保委員「分かりました」と呼ぶ〕

○花田明仁委員長 中田委員。

○中田靖人委員 令和 5 年度から令和 6 年度に工区が変更になった数は、どのぐらいあるんですか。

〔土岐政温都市整備部理事「すみません。もう一度お願いします」と呼ぶ〕

○中田靖人委員 令和 6 年度で、工区が変わっているところがあるはずなんですよ。そこは、何個ぐらいあるか分かりますか。

○花田明仁委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 担当課から回答いたします。

○葛原積範道路維持課長兼道路補修事務所長 道路維持課の葛原と申します。

昨年度から工区を分割したのは南部の 1 つで、2 工区に分割しております。

○花田明仁委員長 中田委員。

○中田靖人委員 私が知りたいのは分割ではなくて、工区の担当している業者を変更したところが約 190 あるうちの、どのぐらい数があるかということです。

〔「すみません。ちょっと数を数えます」と呼ぶ者あり〕

○中田靖人委員 じゃあ、いいです。後で教えてください。

工区の担当変更の主な理由は、どういうのがありますか。

○花田明仁委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 まず 1 つには、除排雪作業をできませんというケース

があります。

もう1つは、先ほど申し上げました工区の延長が長いので、分割してくださいというケースがあります。

あとは、一番最初の答弁と関連しますけれども、もう元請けとしてできませんので下請けにやってもらいますとか、そういうケースもあります。

○花田明仁委員長 中田委員。

○中田靖人委員 ちょっと確認です。

元請で取ったんだけど、できないから下請をお願いしますと言って、下請にそのままスライドされるんですか。入札するんじゃないくて。

○花田明仁委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 元請として、もうこの工区は除排雪作業ができませんということで、下請にやっていただきたいというケースはあります。

下請の業者につきましては、作業経験が十分であるということ、あるいは重大な事故等の発生の懸念が少なく、安全かつきめ細かな作業の実施が可能であるということに加えて、担当地域路線の道路状況及び地域情報を十分理解の上、その地区に適した除排雪機械を保有もしくは調達可能などであることの観点から、非公募としています。

○花田明仁委員長 中田委員。

○中田靖人委員 ルール上は問題ないですね。

元請を取っていたところがやめるとしゃべってから、下請のほうに随意契約みたいな形でやるというのは特に問題ないということなんですね。

○花田明仁委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 はい、そうです。地方自治法施行令に基づいて、判断しています。

○花田明仁委員長 中田委員。

○中田靖人委員 あと、ちょっと確認なんですけれども、さっき変更する理由の中で、自分たちでできないからと業者が言うということですか。

○花田明仁委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 様々な原因があります。例えば、事業所として継続していくことが困難というケースです。つまり、除排雪事業をやれない……（中田靖人委員「オーバーフローしているということ」と呼ぶ）、オーバーフローのケースもありますし、会社をたたむ……（中田靖人委員「たたむとか」と呼ぶ）はい。

○花田明仁委員長 中田委員。

○中田靖人委員 あと、町会からクレームが多いとかもあるんですか。

○花田明仁委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 昨シーズンに限りましては、クレームの件数が押しなべて多いということで変えたところはありません。（中田靖人委員「雪が少ないから

ね」と呼ぶ)

○花田明仁委員長 中田委員。

○中田靖人委員 雪が多かったりすると、そういうのが出てくる可能性が高くなるということですよ。

○花田明仁委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 豪雪などになりますと、そういう苦情が増えるケースはあります。

○花田明仁委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

次に、「令和6年度冬ダイヤ改正の概要について」報告を求めます。交通部長。

○佐々木淳交通部長 令和6年度冬ダイヤ改正の概要につきまして、御報告いたします。

お手元に配付しております資料を御覧ください。

交通部では、安心して信頼のあるサービスの提供に向けまして、冬期間の降雪などによる交通環境の変化に対応するため、冬ダイヤを運行いたします。

改正時期につきましては、令和6年12月1日でありまして、運行規模につきましては、1日当たりの運行便数を、平日は改正前の本年夏ダイヤから2便増の873便、土曜、日曜、祝日は夏ダイヤと同等の747便として、ダイヤの改正を行います。

冬ダイヤにおきましては、令和元年度から冬期の利用客の増加に合わせた冬ダイヤの増便を行ってきたところでありますが、今回のダイヤ改正に当たりましては、1つ目といたしましては、本年4月から施行されました働き方改革関連法の改正を踏まえた、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の見直しが行われまして、乗務員の拘束時間や休息期間等の基準が改められたこと、2つ目といたしましては、全国的な乗務員不足が発生している中で、交通部におきましても中途退職者や長期の病休者が発生したこと、3つ目といたしましては、運行委託事業者においても乗務員不足が発生し、委託ダイヤ数が減少したこと、これらの影響によりまして、これまで同様の冬ダイヤにおける増便が難しい状況となりましたことから、令和6年度の冬ダイヤにつきましては、令和6年度の夏ダイヤの運行規模を維持しつつ、利用者の利便性をできるだけ確保するため、降雪等による交通環境の変化に対応した運行時間に変更したダイヤで運行することといたしました。

参考といたしまして、令和5年度冬ダイヤと令和6年度冬ダイヤの比較でありますけれども、路線数の増減はありませんが、運行便数では平日が9便の減、土曜、日曜、祝日では、10便の減となっております。

主な改正の内容につきましては、①として、JRバス東北株式会社が青森・モヤヒルズ線の起終点を青森公立大学に変更し、青森公立大学・モヤヒルズ間の運行を廃止したことに伴い、交通部の青森公立大学線の一部、4便をモヤヒルズまで延伸

することとし、モヤヒルズ線の運行便数は、これまでの6便を加えまして合計10便運行いたします。

②といたしましては、市内南部地区から北部地区を結ぶ通勤・通学の利便性向上のため、青森朝日放送発と青森駅発の2便を効率的につなぐ直通便として運行し、青森朝日放送から中央大橋・北高校を経由する野木和団地行きを通勤・通学時間帯に1便運行いたします。

③といたしましては、学生からのアンケートを基に通学の利便性向上のため、南高校線の下校便を夕方1便増便いたします。

④といたしましては、冬期間における交通環境の変化に対応するため、運行時間の変更を行うほか、⑤といたしましては、一般乗合旅客自動車運送事業に係る管理の受委託いわゆる運行委託につきましては、委託ダイヤ数は、平日、土曜、日曜、祝日ともに2ダイヤ減少いたしますが、運行委託を継続します。

最後に、御利用の皆様への周知につきましては、「広報あおもり」11月号、12月号、市営バスホームページ等を通じて行うほか、バスロケーションシステムのバナー画面やデジタルサイネージなど、様々な媒体を活用して行います。

以上が令和6年度冬ダイヤ改正の概要であります。

以上でございます。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。天内委員。

○天内慎也委員 ダイヤの改正は12月1日ですけれども、ホームページの公表はいつ頃からでしょうか。

○花田明仁委員長 交通部長。

○佐々木淳交通部長 ちょっと早めに、11月19日から予定しております。

〔天内慎也委員「分かりました」と呼ぶ〕

○花田明仁委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

この際、ほかに理事者側から報告事項などはありませんか。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 先ほどの中田委員からの質疑について集計できましたので、道路維持課から回答いたします。

○花田明仁委員長 道路維持課長。

○葛原積範道路維持課長兼道路補修事務所長 道路維持課です。工区が10、路線が4で合わせて14が変更となっております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 ほかに理事者側からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 そのほか、委員の皆さんから、御意見等はありませんか。蛭名

委員。

○蛸名和子委員 すみません。確認です。

先ほどの除排雪事業のところで言えばよかったんですけども、市民の雪寄せ場事業で、貸している側の高齢の方から、ちょっと書類が大変だという話が来ているんですけども、契約の担当はどこになりますか。

○花田明仁委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 契約自体は、その町会長と地主が行うんですけども、その辺のひな形とか面積とか必要な部分は、道路維持課で処理しておりますので、お問い合わせいただければと思います。

○花田明仁委員長 そのほか、委員の皆さんからありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)